

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 2
- 公示送達 (税務課) 2
- 亀岡市介護予防教室実施要綱の一部改正
(高齢福祉課) 3
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 4
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 4
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 4
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 4

—— 公 告 ——

- 亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の設立準備に係る図面の縦覧 (都市整備課) 5
- 亀岡市森林整備計画の一部変更
(農林振興課) 6
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 6

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 8

- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 8
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 8

上下水道部欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正 9

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 11
- 亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示 12

市立病院欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 12

告示

亀岡市告示第13号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年2月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0702-72036

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成26年2月4日

「揭示済」

亀岡市告示第14号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年2月4日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

市府民税督促状
平成25年度第3期分・第4期分

2 送達を受けるべき者の住所・氏名

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第15号

亀岡市介護予防教室実施要綱（平成21年亀岡市告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成26年2月6日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「第115条の44第1項」を「第115条の45第1項」に改める。

第4条第2号を削り、同条第3号中「脳いきいき活動教室」を「脳力アップ教室」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号及び第7号を削り、同条第8号中「のびのび活動教室」を「健康づくり教室」に改め、同号を同条第4号とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

亀岡市介護予防教室	利用者負担額
(1) 筋力向上トレーニング教室	2,500円
(2) 脳力アップ教室	2,500円
(3) ぼちぼち活動教室	2,500円
(4) 健康づくり教室	2,500円

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成26年2月24日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成26年2月17日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第17号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年2月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0502-01027

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年2月17日

「揭示済」

亀岡市告示第18号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年2月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0903-01008

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年2月21日

「揭示済」

亀岡市告示第19号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年2月27日

亀岡市長 栗山正隆

公 告

亀岡市公告第8号

亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の設立準備のため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項に規定する申請があったので、同条第2項の規定により、当該区域に含まれる地域の名称を公告し、当該区域を表示する図面を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該区域で未登記の借地権者を有する者は、公告の日の翌日から1箇月以内に亀岡市長に対し、申告書を提出しなければならない。

平成26年2月4日

亀岡市長 栗山正隆

1 施行地区となるべき区域

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

2 縦覧期間

平成26年2月5日から
平成26年2月18日まで

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成26年2月27日（木）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 10台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市公告第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、亀岡市森林整備計画の一部を変更する。

なお、変更した計画は、平成26年4月1日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

平成26年2月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧期間

平成26年2月6日から
平成26年3月10日まで

「揭示済」

亀岡市公告第10号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成26年2月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成26年2月19日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

俣野捷代
 木曾成子
 井内房子
 井上加夜子
 白崎政子
 金子義雄
 調幸治
 飯野茂
 中川博友
 松山邦雄
 平田謙輔
 木村みさか
 塚田勇
 矢田勲
 中澤猛
 狹川利幸

亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します

平成26年2月1日

佐藤英夫

亀岡市公務災害補償等認定委員会委員の委嘱を解きます

飯野茂

亀岡市公務災害補償等認定委員会委員に委嘱します

任期は平成27年2月28日までとします

平成26年2月10日

(各 通)

井本信廣
 上杉孝實
 江見覺
 坂口武男
 塚田勇
 中桐安子

(各 通)

藤田修
 松山茂
 宮本聖子
 山本淳子
 矢作勝美
 吉中康子

亀岡市生涯学習推進審議会委員に委嘱します

平成26年2月24日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第1項の規定に基づき、平成26年1月1日現在調製の亀岡市農業委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の期間 平成26年2月23日から平成26年3月9日
- 2 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

平成26年3月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年2月28日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成26年3月3日から同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年2月28日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成26年3月3日から同月7日

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式中

「納期限までに負担金を完納しなかった場合、負担金額に年14.5%（納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については年7.25%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.25%に満たない場合は公定歩合に年4%の割合を加算した割合。））を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければなりません。」

を

「次の割合を乗じて算出した額が延滞金となります。

・納期限後1箇月以内は、特例基準割合に年1%を加算した割合（ただし、加算した割合が年7.25%を超える場合は、年7.25%の割合）

・納期限後1箇月以後は、特例基準割合に年7.25%を加算した割合

※特例基準割合とは当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。」

に改める。

別記第7号様式中

「納期限までに負担金を完納しなかった場合、負担金額に年14.5%（納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については年7.25%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.25%に満たない場合は公定歩合に年4%の割合を加算した割合。））を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければなりません。」

を

「次の割合を乗じて算出した額が延滞金となります。

- ・納期限後1箇月以内は、特例基準割合に年1%を加算した割合（ただし、加算した割合が年7.25%を超える場合は、年7.25%の割合）
- ・納期限後1箇月以後は、特例基準割合に年7.25%を加算した割合

※特例基準割合とは当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。 」

に、「財産の差押えを受けることにもなります。」を「、国税徴収法による滞納処分を受けることがあります。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成26年2月12日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成26年2月12日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
280	大和エンジニアリング株式会社	代表取締役	山本 尚樹	京都市南区吉祥院池田町3-1

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成26年2月12日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成26年2月12日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
271	大和エンジニアリング株式会社	代表取締役 山本 尚樹	京都市南区吉祥院池田町3番1

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第1号

平成26年1月29日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成26年7月31日までとする。

平成26年2月14日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

1 2 3 4

「揭示済」